

# マイナポータル自己情報取得 API 利用ガイドライン

第 2.4 版

令和 7 年 4 月 23 日

デジタル庁

改版履歴

| 項番 | 版数  | 改訂日      | 変更箇所                         | 変更内容                                        |
|----|-----|----------|------------------------------|---------------------------------------------|
| 1  | 1.0 | R1/11/5  | (新規)                         | -                                           |
| 2  | 1.1 | R3/3/9   | 挿絵等<br>表 2.5-3               | 説明の挿絵を一部変更<br>稼働時間変更                        |
| 3  | 1.2 | R3/3/19  | リンク先<br>手続フロー等               | マイナポータル API サイトへのリンク<br>API 利用開始後の手続きフロー 等  |
| 4  | 1.3 | R3/7/9   | 挿絵等                          | マイナポータルの UI 変更に伴う画像変更<br>画面変遷の画像変更          |
| 5  | 1.4 | R3/9/1   | 全体<br>手続フロー                  | デジタル庁への文言変更<br>A-17 より一部申請書類を削除             |
| 6  | 1.5 | R3/10/22 | 運用日・期間                       | 関連機関の運用日・期間を変更                              |
| 7  | 1.6 | R3/11/2  | 運用日・期間                       | 関連機関の運用日・期間を変更                              |
| 8  | 1.7 | R3/12/7  | 手続フロー                        | 一部手続きフローの変更(利用企画書等の入手先変更)                   |
| 9  | 1.8 | R4/1/4   | 全体                           | 利用ガイドライン全体における表記修正<br>マイナポータルの UI 変更に伴う画像変更 |
| 10 | 1.9 | R4/6/16  | 図 1.3-1                      | 説明を一部変更                                     |
| 11 | 2.0 | R4/12/2  | 表 2.5 4<br>表 2.5 5           | 口座情報を追加                                     |
| 12 | 2.1 | R4/12/31 | 3. キオスク端末等からの自己情報取得 API について | キオスク端末等からの自己情報取得を追加                         |
| 13 | 2.2 | R5/6/30  | 2.6. 自己情報の照会方法               | 「最新情報指定」を追加                                 |
| 14 | 2.3 | R6/10/28 | 図 1.3-1、図 2.3-3、図 2.3-5      | 本人確認画面の刷新に伴い画像の削除と変更                        |
| 15 | 2.4 | R7/4/23  | 全体                           | 利用規約変更に伴う規約参照箇所変更、フロー変更、文言変更、内容補記           |

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. はじめに.....                      | 1  |
| 1.1. ガイドラインの目的.....               | 1  |
| 1.2. ガイドラインの対象者.....              | 1  |
| 1.3. マイナポータルとは.....               | 1  |
| 1.4. マイナポータルの API 提供とは.....       | 1  |
| 1.5. 「自己情報取得 API」とは.....          | 2  |
| 2. 自己情報取得 API について.....           | 3  |
| 2.1. 概要.....                      | 3  |
| 2.2. 想定されるユースケース.....             | 4  |
| 2.3. 画面変遷のイメージ.....               | 4  |
| 2.4. 取得できる情報.....                 | 8  |
| 2.5. 即時取得できる曜日・時間.....            | 9  |
| 2.6. 自己情報の照会方法.....               | 12 |
| 2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの.....     | 12 |
| 3. キオスク端末等からの自己情報取得 API について..... | 13 |
| 3.1. 概要.....                      | 13 |
| 3.2. 想定されるユースケース.....             | 13 |
| 3.3. 画面変遷のイメージ.....               | 14 |
| 3.4. 取得できる情報.....                 | 18 |
| 3.5. 即時取得できる曜日・時間.....            | 18 |
| 3.6. 自己情報の照会方法.....               | 18 |
| 3.7. サービス利用者が用意すべきもの.....         | 18 |
| 4. 自己情報取得 API を利用するための要件.....     | 19 |
| 4.1. 主体要件.....                    | 19 |
| 4.2. セキュリティ要件.....                | 19 |
| 5. 自己情報取得 API を利用するための手続.....     | 20 |
| 5.1. 利用開始までのスケジュール.....           | 20 |
| 5.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）.....  | 20 |
| 5.1.2. フェーズ 2：利用準備.....           | 21 |
| 6. 自己情報取得 API 利用開始後の手続.....       | 24 |
| 6.1. 利用内容を変更したいとき.....            | 24 |
| 6.2. 利用を停止したいとき.....              | 26 |
| 6.3. 利用を再開したいとき.....              | 26 |
| 6.4. 利用を終了したいとき.....              | 26 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 7. よくあるご質問 (Q&A) ..... | 27 |
|------------------------|----|

## 図表目次

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは                          | 2  |
| 図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは                             | 3  |
| 図 2.1-1 自己情報取得 API の概要                             | 4  |
| 図 2.2-1 想定されるユースケース                                | 4  |
| 図 2.3-1 画面変遷のイメージ（1／6）                             | 5  |
| 図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／6）                             | 5  |
| 図 2.3-3 画面変遷のイメージ（3／6）                             | 6  |
| 図 2.3-4 画面変遷のイメージ（4／6）                             | 7  |
| 図 2.3-5 画面変遷のイメージ（5／6）                             | 7  |
| 図 2.3-6 画面変遷のイメージ（6／6）                             | 8  |
| 図 3.1-1 キオスク端末等からの自己情報取得 API の概要                   | 13 |
| 図 3.2-1 想定されるユースケース                                | 14 |
| 図 3.3-1 画面変遷のイメージ（1／7）                             | 14 |
| 図 3.3-2 画面変遷のイメージ（2／7）                             | 15 |
| 図 3.3-3 画面変遷のイメージ（3／7）                             | 16 |
| 図 3.3-4 画面変遷のイメージ（4／7）                             | 16 |
| 図 3.3-5 画面変遷のイメージ（5／7）                             | 17 |
| 図 3.3-6 画面変遷のイメージ（6／7）                             | 17 |
| 図 3.3-7 画面変遷のイメージ（7／7）                             | 18 |
| 図 5.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）                 | 20 |
| 図 5.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／開発）              | 21 |
| 図 5.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／接続試験）            | 22 |
| 図 5.1-4 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／本番動作確認・サービス提供開始） | 23 |
| 図 6.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）                 | 25 |
| 図 6.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）                 | 26 |
| 図 6.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）                   | 26 |
| 図 6.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）                   | 26 |
| 表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間                             | 9  |
| 表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間                      | 9  |
| 表 2.5-3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用日・時間                    | 9  |
| 表 2.5-4 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間                 | 9  |
| 表 2.5-5 自己情報と中間サーバの対比表                             | 11 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 表 2.6-1 自己情報の照会方法 ..... | 12 |
|-------------------------|----|

## 1. はじめに

### 1.1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、マイナポータルの API（※1）の一つである「自己情報取得 API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について、民間事業者や行政機関等の自己情報取得 API の利用を希望する者に対し、わかりやすく解説することを目的としています。

### 1.2. ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定しています。

- ・ 自己情報取得 API の利用を希望する者
  - ・ 民間事業者
  - ・ 行政機関等
    - ・ 国の機関
    - ・ 地方公共団体
    - ・ その他

### 1.3. マイナポータルとは

マイナポータルは、政府（デジタル庁）が運営する Web サービスです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供しています。平成 29 年 7 月に試行運用を、同年 11 月に本格運用を開始しました。

---

（※1）マイナポータルの API : API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルにおいて API を作成・公開し、外部の Web サービスのシステムがこれを利用してオンライン接続することで、外部の Web サービスはマイナポータルの機能を活用したサービスの提供が可能となります。

### 1.4. マイナポータルの API 提供とは

---

マイナポータルは、Web 画面を通じて国民にサービスを提供するのみならず、順次、API を作成・公開することにより、民間事業者や行政機関等など、様々な API 利用者と接続し、オンラインで、様々なサービスを提供していくこととしています。

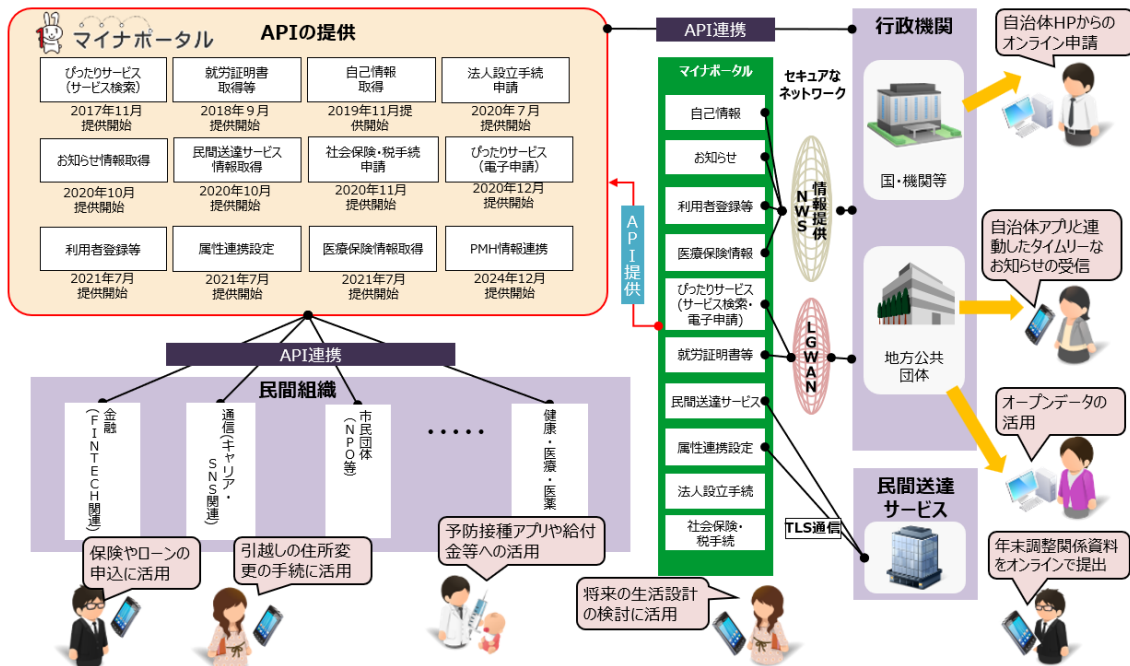


図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは

### 1.5. 「自己情報取得 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービス」があります。「自己情報取得 API」は、国民が自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、当該機能をシステム間連携により API の利用を希望する者が利用できるようマイナポータルの API の一つとして作成・公開するものです。

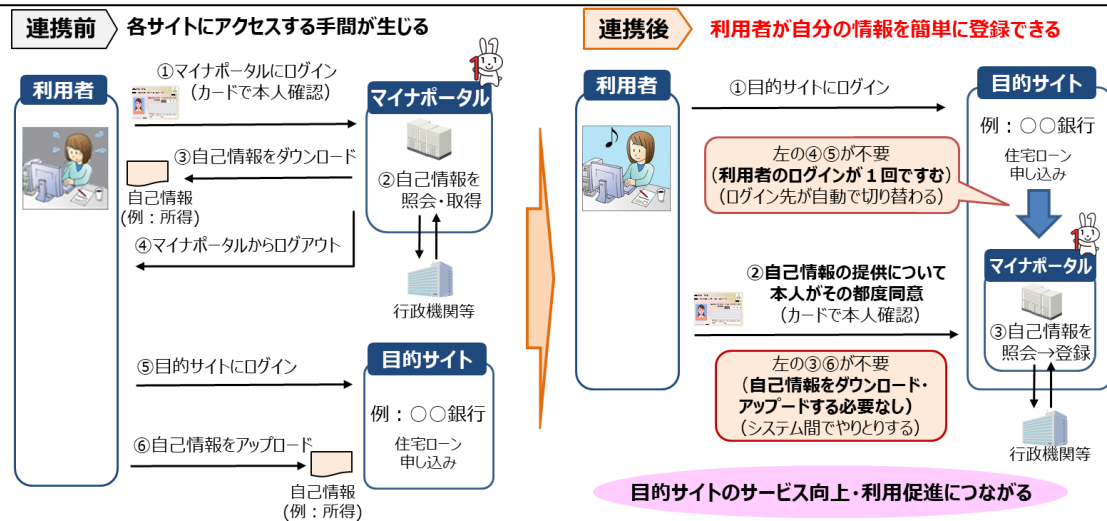


図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは

## 2. 自己情報取得 API について

### 2.1. 概要

民間事業者や国・地方公共団体など、様々な API の利用を希望する者は、自己情報取得 API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らの Web サービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。

- ① 国民は、Webサービス利用に際して、マイナンバーカードによる本人確認・本人同意を実施。
- ② API利用者は、マイナポータルに予め設定された自らのサービスIDを指定し、情報取得を要求。
- ③ マイナポータルは、行政機関等（情報提供者）に情報提供要求し、取得した自己情報を、API利用者へ提供。

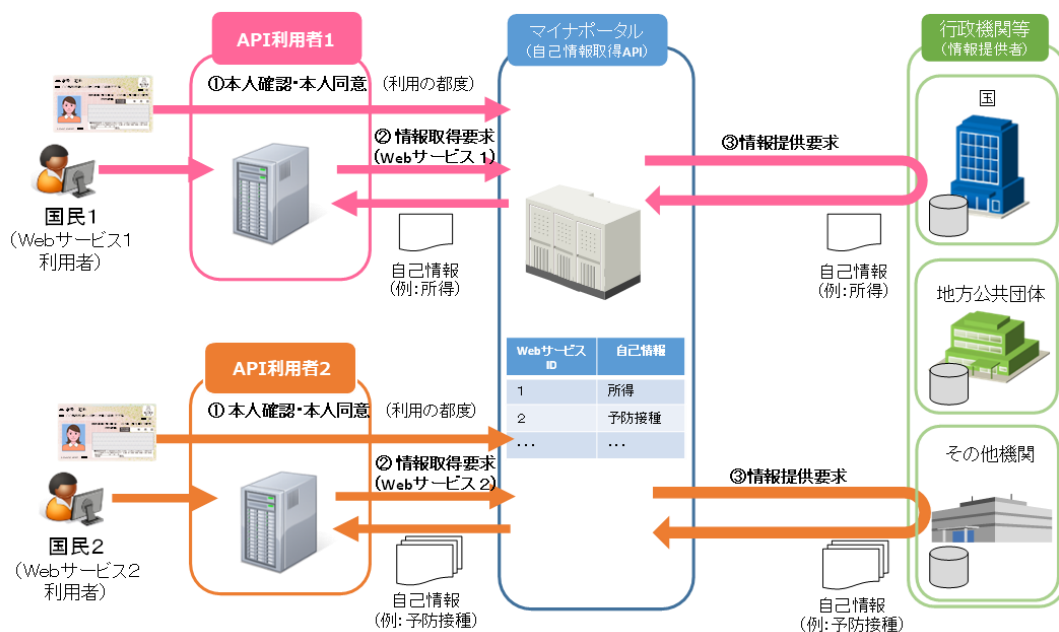


図 2.1-1 自己情報取得 API の概要

## 2.2. 想定されるユースケース

例えば、銀行等の民間事業者が、ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能となります。

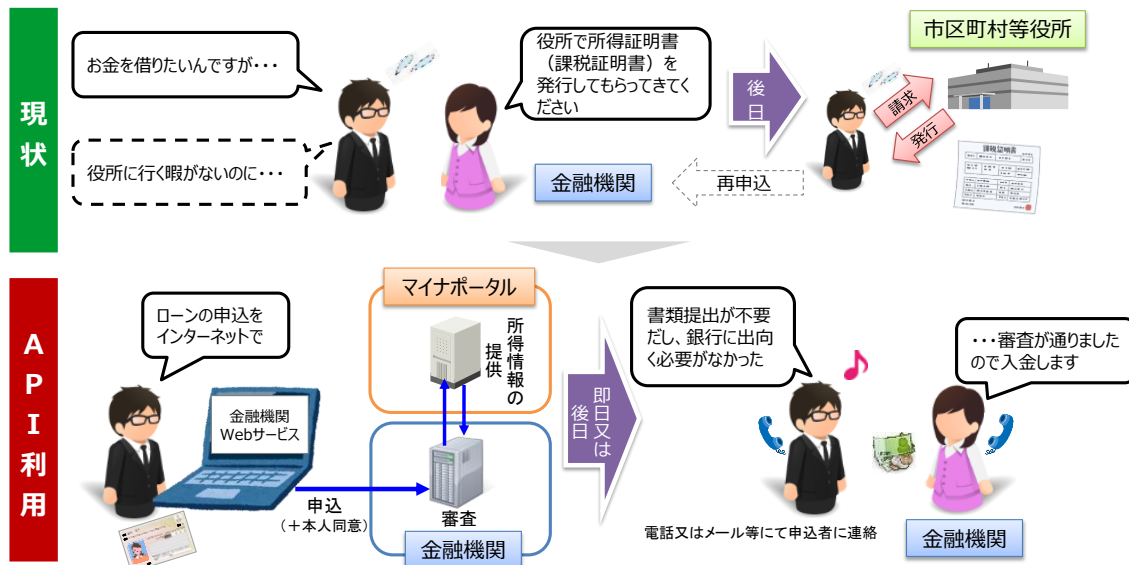


図 2.2-1 想定されるユースケース

## 2.3. 画面変遷のイメージ

2.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

- ①民間事業者の Web サイトの利用者は、トップ画面において、住宅ローン申請を選択します。



図 2.3-1 画面変遷のイメージ（1／6）

②利用者は、申請情報を入力する過程において、「マイナポータルから所得情報を取得する」ボタンを押下します。



図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／6）

③画面がマイナポータルに切り替わり、マイナポータルから所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。



## サービス連携

マイナポータルと利用中のサービスを連携します。連携内容と規約へ確認同意のうえ、まずは本人確認を行ってください。

### 連携内容

××××が△△△△のためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

—○○○○情報

—▲▲▲▲情報

[詳細の項目](#) ▾

図 2.3-3 画面変遷のイメージ（3／6）

- ④「同意する」にチェックすると本人確認の画面が表示されます。※マイナンバーカードの読み取り方法は、利用端末により説明が異なります。

図 2.3-4 画面変遷のイメージ (4 / 6)



## サービス連携

本人確認が完了しました。マイナポータルと利用中のサービスを連携してください。

連携

[連携をやめる](#)

図 2.3-5 画面変遷のイメージ (5 / 6)

- ⑤画面が民間事業者の Web サイトに切り替わります。マイナポータルから取得した情報が申請情報の入力画面に入力されていることを確認できます (※2)。

〇〇銀行

新規 事前審査 お申し込み

お借入希望年月日

※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額

万円

お借入希望期間

年

あなたの年収

567 万円

マイナポータルから  
所得情報を取得する

図 2.3-6 画面変遷のイメージ（6／6）

## 2.4. 取得できる情報

自己情報取得 API を利用して API 利用者が取得可能な情報は、マイナポータルのサービスの一つである「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」で確認できる「自己情報」です。

詳細はマイナポータル API サイトを参照してください。

<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/infolist.html>

(※2) Web サービスの一連の画面変遷は、Web サービス利用者が、マイナポータルから自己情報を取得すること及びその内容を容易に認識でき、かつ、認識した結果として取得の中断を選択することも可能であることが重要です。

## 2.5. 即時取得できる曜日・時間

自己情報取得は、API 利用者が自己情報を即時取得するためには、マイナポータルだけでなく、情報提供ネットワークシステム、自己情報を保有する行政機関等のサーバなど、関係システムがすべて稼働している必要があります。（※3）

**表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間**

| No. | サーバの運用日・時間  |
|-----|-------------|
| 1   | 24 時間 365 日 |

**表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間**

| No. | サーバの運用日・時間  | 備考            |
|-----|-------------|---------------|
| 1   | 24 時間 365 日 | 原則第 3 土日に計画停止 |

**表 2.5-3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用日・時間**

| No. | サーバの運用日・時間  | 備考                                                                           |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 24 時間 365 日 | 下記の時間は原則計画停止<br>毎月第 3 土日（土曜 22 時～日曜 8 時）<br>年末年始（12 月 28 日 21 時～1 月 4 日 8 時） |

**表 2.5-4 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間**

| No. | 中間サーバ                       | サーバの運用日・時間            | 備考                                                    |
|-----|-----------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 1   | 自治体中間サーバ                    | 24 時間 365 日           | 原則第 3 土日に計画停止                                         |
| 2   | 地方公務員災害補償基金<br>中間サーバ        | 8 時～21 時              | 原則 6 月・12 月のいずれかの週の<br>土日にかけて計画停止                     |
| 3   | 職業安定局（ハローワーク）<br>中間サーバ      | 7 時～22 時              |                                                       |
| 4   | 医療保険者等向け中間サ<br>ーバ           | 8 時～21 時<br>（土日祝日を除く） | 医療保険者又は後期高齢者医療<br>広域連合機関（オンライン資格<br>確認等用）は毎日 3～6 時に停止 |
| 5   | 地共済（長期）中間サーバ                | 8 時～21 時<br>（土日祝日を除く） |                                                       |
| 6   | 国共済（長期）中間サーバ                | 8 時～21 時<br>（土日祝日を除く） | 原則第 2 金曜日夜間に計画停止                                      |
| 7   | 日本私立学校振興・共済<br>事業団（長期）中間サーバ | 8 時～21 時<br>（土日祝日を除く） | 原則最終土曜日に計画停止                                          |
| No. | 中間サーバ                       | サーバの運用日・時間            | 備考                                                    |

|    |                    |                       |                          |
|----|--------------------|-----------------------|--------------------------|
| 8  | 労働基準局中間サーバ         | 8 時～21 時<br>(土日祝日を除く) |                          |
| 9  | 日本年金機構中間サーバ        | 8 時～23 時<br>(土日祝日を除く) |                          |
| 10 | 口座情報登録・連携システム中間サーバ | 24 時間 365 日           |                          |
| 11 | 戸籍情報連携システム         | 8 時～21 時              | 原則第 1・第 3 土曜日及び翌日曜日に計画停止 |

(※ 3) 即時取得できない場合の画面遷移については、API 利用者において用意いただくことが必要になると想定しています。

表 2.5-5 自己情報と中間サーバの対比表

| No. | 分野名                      | 分野詳細名       | 情報を保有するサーバ              |
|-----|--------------------------|-------------|-------------------------|
| 1   | 世帯・戸籍<br>情報              | 世帯          | 自治体中間サーバ                |
| 2   |                          | 戸籍関係        | 戸籍情報連携システム              |
| 3   | 税・所得・口<br>座情報            | 地方税         | 自治体中間サーバ                |
| 4   |                          | 公金受取口座      | 口座情報登録・連携システム中間サーバ      |
| 5   | 社 会 保 障<br>(健康・医<br>療)   | 医療保険        | 医療保険者等向け中間サーバ           |
| 6   |                          |             | 自治体中間サーバ                |
| 7   |                          | 予防接種        | 自治体中間サーバ                |
| 8   |                          | 健康・医療その他    | 医療保険者等向け中間サーバ           |
| 9   |                          |             | 自治体中間サーバ                |
| 10  |                          |             | 地方公務員災害補償基金中間サーバ        |
| 11  | 社 会 保 障<br>(子ども・<br>子育て) | 子ども・子育て支援   | 自治体中間サーバ                |
| 12  |                          | 母子家庭等関係     | 自治体中間サーバ                |
| 13  |                          | 母子保健        | 自治体中間サーバ                |
| 14  |                          | 教育・就学支援     | 自治体中間サーバ                |
| 15  |                          | 子ども・子育て その他 | 自治体中間サーバ                |
| 16  | 社 会 保 障<br>(福祉・介<br>護)   | 障害保健福祉      | 自治体中間サーバ                |
| 17  |                          | 生活保護・福祉一般   | 自治体中間サーバ                |
| 18  |                          |             | 日本年金機構中間サーバ             |
| 19  |                          | 中国残留邦人等支援   | 自治体中間サーバ                |
| 20  |                          | 介護・高齢者福祉    | 自治体中間サーバ                |
| 21  | 社 会 保 険<br>(雇用・労<br>働)   | 雇用          | 職業安定局（ハローワーク）中間サーバ      |
| 22  |                          | 労災補償        | 労働基準局中間サーバ              |
| 23  |                          |             | 地方公務員災害補償基金中間サーバ        |
| 24  | 社 会 保 険<br>(年金)          | 年金・日本年金機構関係 | 日本年金機構中間サーバ             |
| 25  |                          |             | 自治体中間サーバ                |
| 26  |                          |             | 地方公務員災害補償基金中間サーバ        |
| 27  |                          |             | 地共済（長期）中間サーバ            |
| 28  |                          |             | 国共済（長期）中間サーバ            |
| 29  |                          |             | 日本私立学校振興・共済事業団（長期）中間サーバ |

## 2.6. 自己情報の照会方法

自己情報取得 API を利用する API 利用者が、自己情報を取得する際に設定可能な照会方法は、次の 3 つの方法があります。Web サービスでどのように情報取得したいかに合わせて、取得情報の指定ができます。

特定の時点で有効な情報を取得したい場合には、「時点指定」にて該当の年月日を指定します。

また、直近 3 か月の支給額や予防接種の実施歴など、一定期間の自己情報をすべて取得したい場合には、「範囲指定」の照会方法により、当該一定期間を指定します。

直近の所得額や現在の資格の有無など、最新の自己情報を取得したい場合には、「最新情報指定」を利用します。

**表 2.6-1 自己情報の照会方法**

| No. | 用語     | 説明                                                                                             |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 時点指定   | 指定された時点における自己情報を照会する。                                                                          |
| 2   | 範囲指定   | 一定期間の自己情報を照会する。                                                                                |
| 3   | 最新情報指定 | 自己情報取得要求が行われた時点における最新の自己情報を照会する。<br>※取得項目に期間や時点を示す項目がある場合のみ利用可能です。なお、どの取得項目にて最新判定を行うか申し出が必要です。 |

## 2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの

Web サービス利用者は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカードにより電子利用者証明を行うことが必要です。そのために、以下を用意することが必要です。（※4）

- ・パソコン又はマイナンバーカードが読み取れるスマートフォン  
※インターネットに接続できるもの
- ・パソコンの場合、マイナンバーカードが読み取れるカードリーダー

（※4）詳細は、<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html> をご覧下さい。

### 3. キオスク端末等からの自己情報取得 API について

#### 3.1. 概要

キオスク端末等のマイナポータルアプリの利用が困難なシステムを利用して、民間事業者や国・地方公共団体など、様々な API の利用を希望する者は、自己情報取得 API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らのサービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。

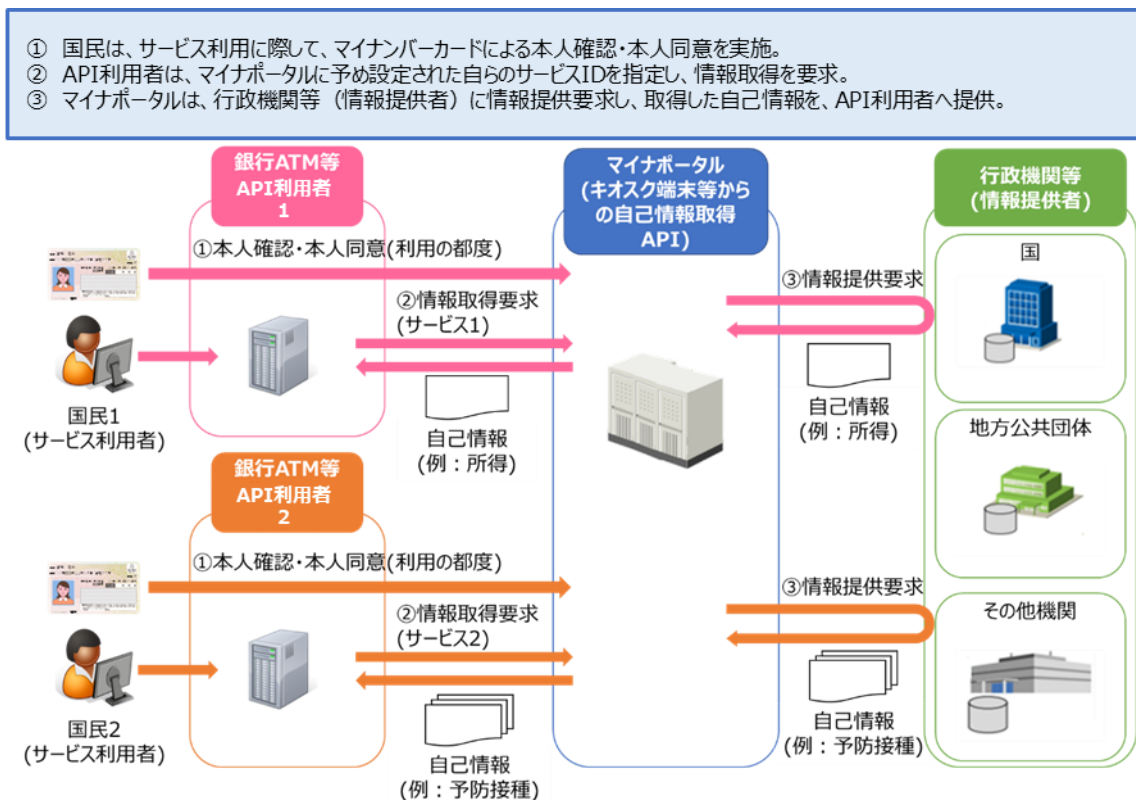


図 3.1-1 キオスク端末等からの自己情報取得 API の概要

#### 3.2. 想定されるユースケース

例えば、サービス利用者が、銀行等の民間事業者がローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能となります。

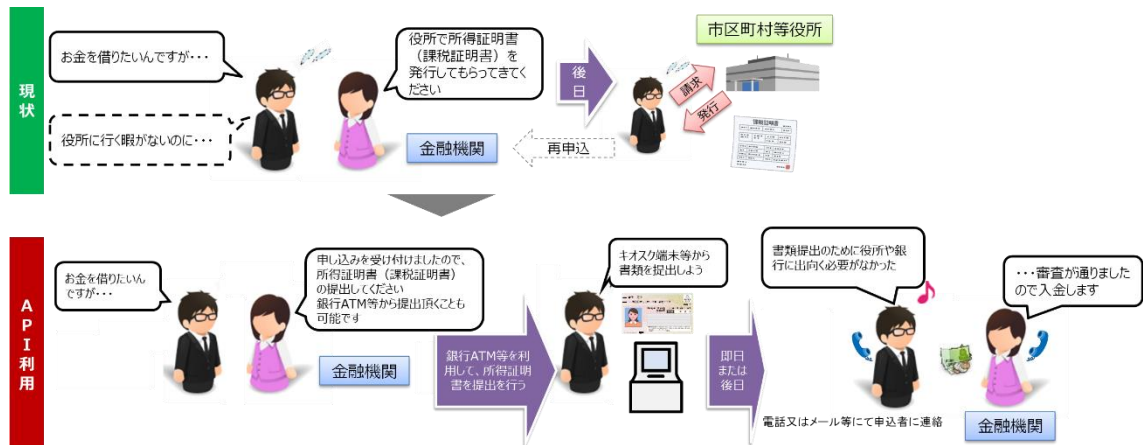


図 3.2-1 想定されるユースケース

### 3.3. 画面変遷のイメージ

3.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

- ① 利用者は、キオスク端末等の画面において、「マイナポータルからの情報提出」ボタンを押します。

〇〇サービス

#### お取引選択

お取引の内容をご選択ください。

お引き出し

お預入れ

残高照会

お振込み

マイナポータルからの情報提出

取消

図 3.3-1 画面変遷のイメージ（1／7）

14

- ② 利用者は、所得証明書情報を提出するサービスとして、「住宅ローンサービスへの所得情報の提出」ボタンを押下します。

○○サービス

**マイナポータル連携**

取消

マイナポータルと連携し、所得証明書情報を提出するサービスを選択してください。

カードローンサービスへの所得情報の提出

住宅ローンサービスへの所得情報の提出

図 3.3-2 画面変遷のイメージ（2／7）

- ③ マイナポータルを通じて所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。

○○サービス

**本人同意と本人確認**

取消

××××が△ △ △ △のためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- ○○○○情報

マイナポータルの利用規約に同意のうえ、  
情報を××××に提供する場合、  
マイナンバーカードを利用した本人確認を行います。

手続きを行う場合、確認ボタンを押してください。

マイナポータル  
利用規約

確認

図 3.3-3 画面変遷のイメージ（3／7）

- ④ マイナンバーカードを読み取ると、パスワード入力画面が表示されます。（※5）

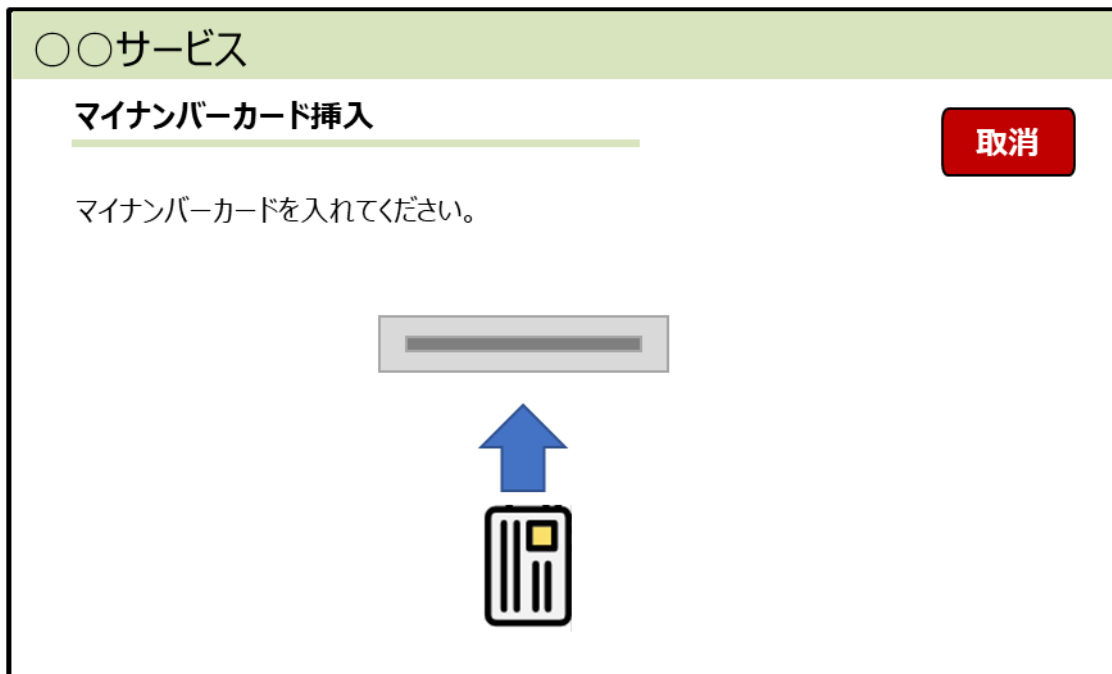


図 3.3-4 画面変遷のイメージ（4／7）

（※5） マイナンバーカードがキオスク端末等の内部に取り込まれ、本人確認時と自己情報取得時でマイナンバーカードが入れ替わることがないため、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たします。

- ⑤ マイナンバーカードを読み取ると、パスワード入力画面が表示されます。

〇〇サービス

### パスワード入力

マイナポータルから情報を取得します。  
カード受取時に設定した利用者証明用電子証明書のパスワード(4桁の数字)を  
右下のボタンで入力してください。

取消

図 3.3-5 画面変遷のイメージ (5 / 7)

- ⑥ マイナポータルから所得情報の取得が完了すると、所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。

〇〇サービス

### 情報提供可否の確認

XXXXに以下の情報を提供してもよい場合、「確認」ボタンを押してください。

- 〇〇〇〇情報

|          |         |
|----------|---------|
| 課税年度     | 2022    |
| 給与収入額    | 6000000 |
| 公的年金等収入額 | 500000  |
| 事業所得額    | 0       |
| .        | .       |
| .        | .       |
| .        | .       |

確認

図 3.3-6 画面変遷のイメージ (6 / 7)

- ⑦ 所得情報の提供が完了すると、取引完了画面に切り替わります。

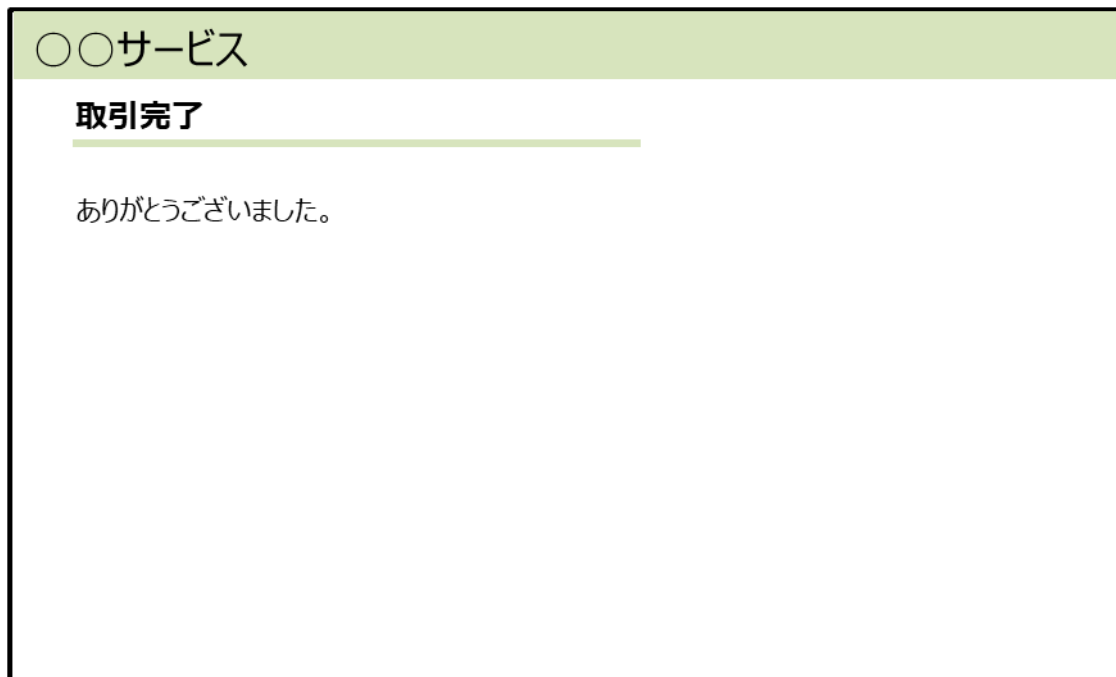


図 3.3-7 画面変遷のイメージ（7／7）

3.4. 取得できる情報

- 2.4 取得できる情報を参照してください。

3.5. 即時取得できる曜日・時間

- 2.5 即時取得できる曜日・時間を参照してください。

3.6. 自己情報の照会方法

- 2.6 自己情報の照会方法を参照してください。

3.7. サービス利用者が用意すべきもの

サービス利用者は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカードにより電子利用者証明を行うことが必要です。マイナンバーカードを読み取る機能は、キオスク端末等のデバイス側に備わっているため、サービス利用者がマイナンバーカードを読み取る装置を用意する必要はありません。

## 4. 自己情報取得 API を利用するための要件

自己情報取得 API を利用し、行政機関等から自己情報を取得するためには、次の要件を満たす必要があります。

### 4.1. 主体要件

- ・ API の利用を希望する者は、利用規約第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たした上で、第 6 条第 1 項に定めるデジタル庁の承諾を得る必要があります。

### 4.2. セキュリティ要件

- ・ API の利用を希望する者は、利用規約第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の要件を満たす必要があります。

## 5. 自己情報取得 API を利用するための手続

自己情報取得 API の利用を希望する者の手続は、次のとおりです。

### 5.1. 利用開始までのスケジュール

#### 5.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）

はじめに、ガイドラインを参照し、API の利用について、事業者内で検討して下さい。なお、必要に応じ随時、マイナポータル API サイトから、問合せフォームにて、疑問点をお問い合わせ下さい。利用の意思及び内容が概ね固まったら、「利用企画書」及び「情報セキュリティ要求事項等確認書」（「本指針に係るチェックシート」）を作成し、問合せフォームにて、事前打合せを申し込んで下さい。

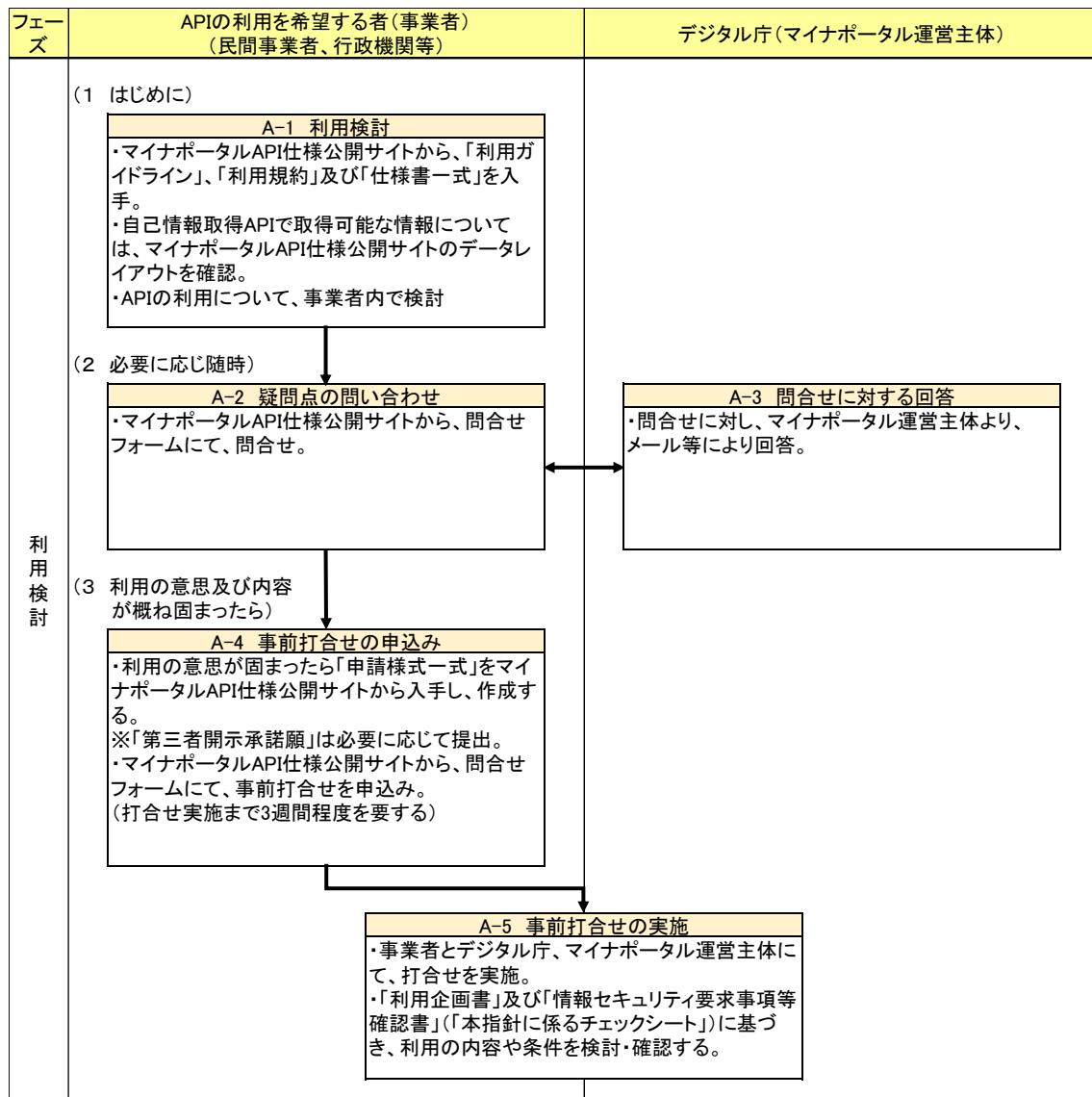


図 5.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）

### 5.1.2. フェーズ 2：利用準備

#### (1) 開発（A-6～A-8）

企画書の内容について合意後、必要な開発を行って下さい。

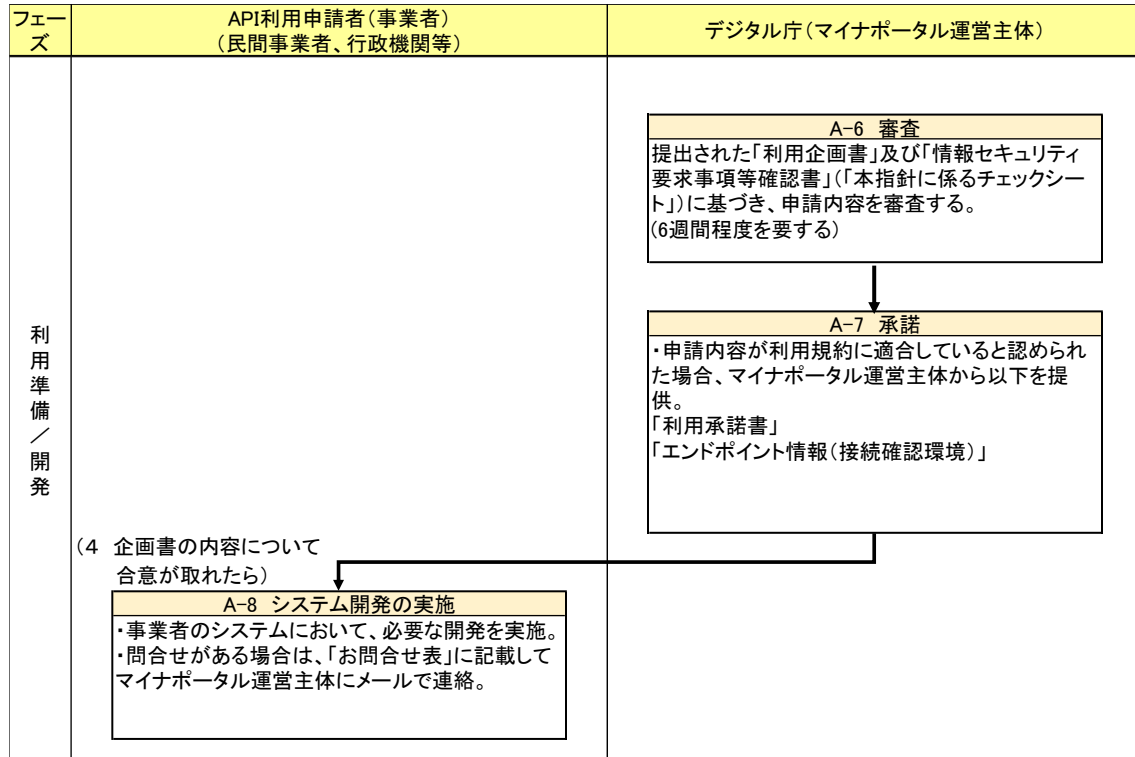


図 5.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／開発）

## (2) 接続試験 (A-9～A-13)

接続試験の準備ができましたら、接続確認環境の利用申請に基づき、アクセス権等を設定しますので、必要な試験を行って下さい。

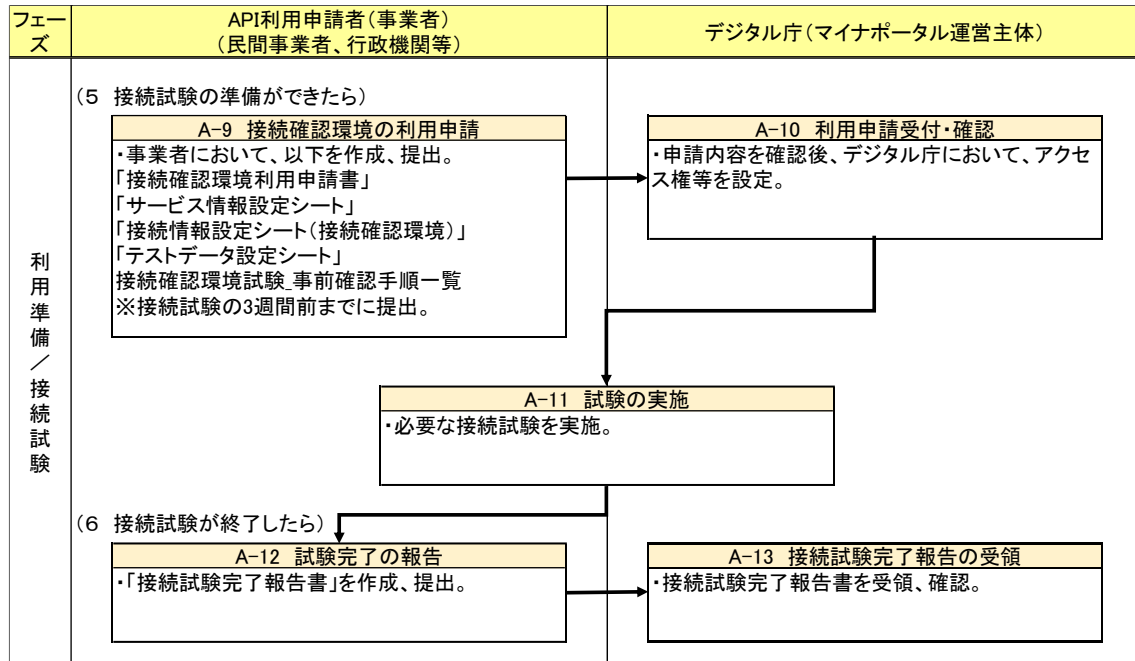


図 5.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ2：利用準備／接続試験）

### (3) 本番動作確認・サービス提供開始 (A-14～A-19)

本番動作確認の準備ができましたら、本番環境動作確認及び自己情報取得 API の利用申請を行って下さい。

サービス提供前確認後、サービス提供を開始してください。

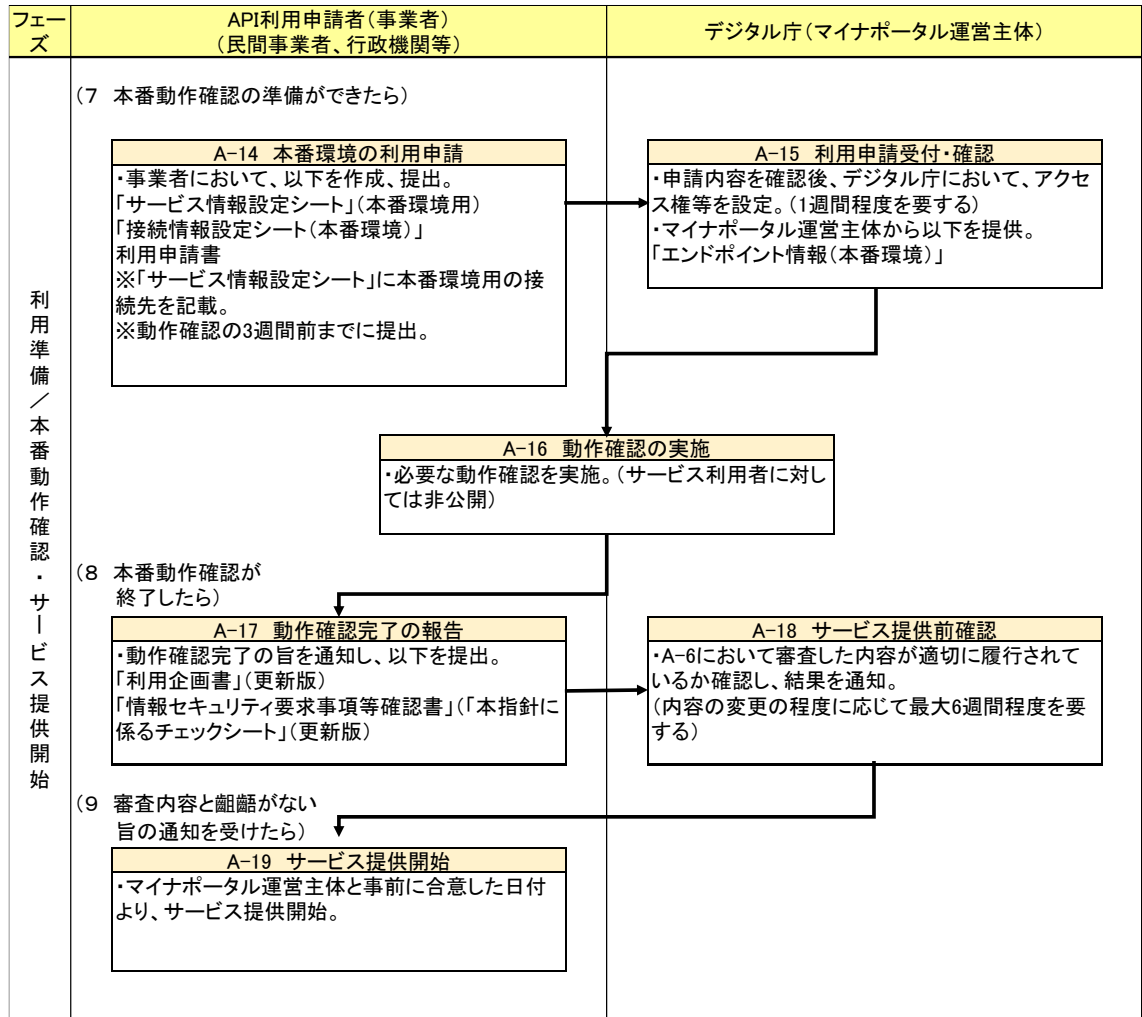


図 5.1-4 利用開始までのスケジュール (フェーズ2：利用準備／本番動作確認・サービス提供開始)

## 6. 自己情報取得 API 利用開始後の手続

自己情報取得 API 利用者の利用開始後の手続は、次のとおりです。

### 6.1. 利用内容を変更したいとき

利用申請書に添付した「利用企画書」及び「情報セキュリティ要求事項等確認書」（「本指針に係るチェックシート」）について、変更箇所が明瞭に分かるように加筆・修正を行い、打合せを申し込んで下さい。合意が取れた後の接続試験、本番動作確認は、利用開始時と同様です。

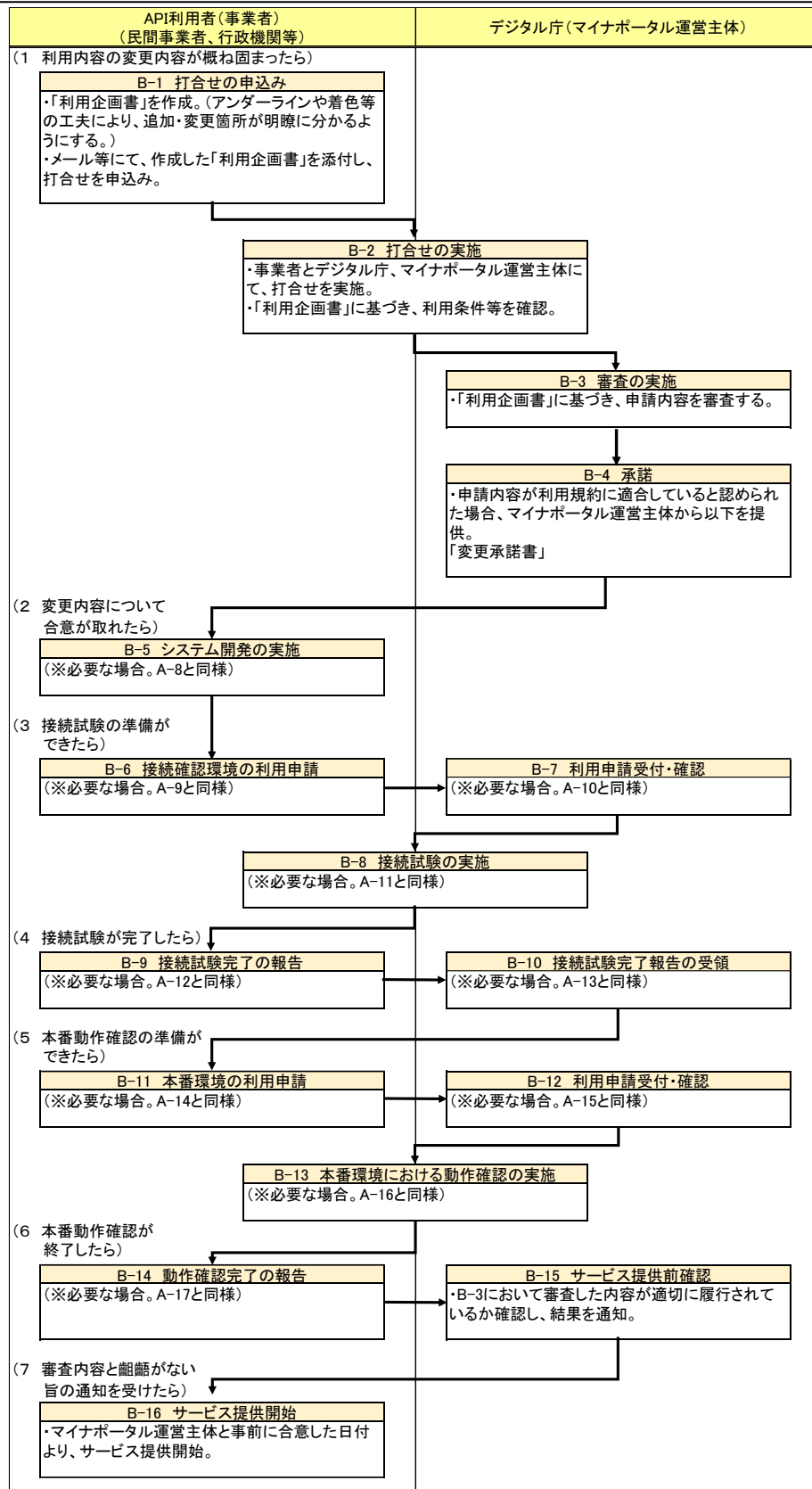


図 6.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）

## 6.2. 利用を停止したいとき

利用停止の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用停止予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

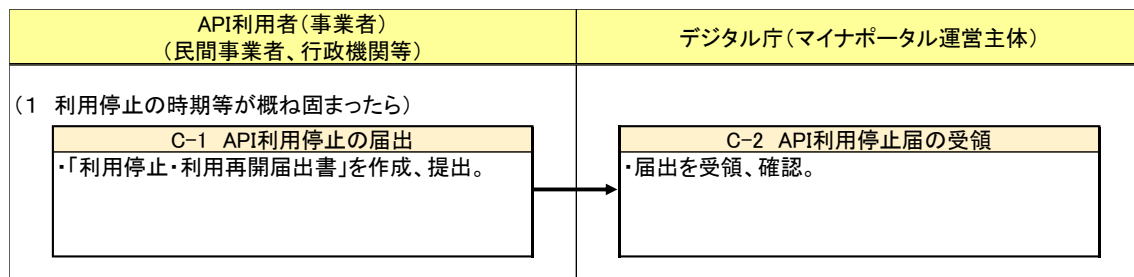


図 6.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）

## 6.3. 利用を再開したいとき

利用再開の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用再開予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

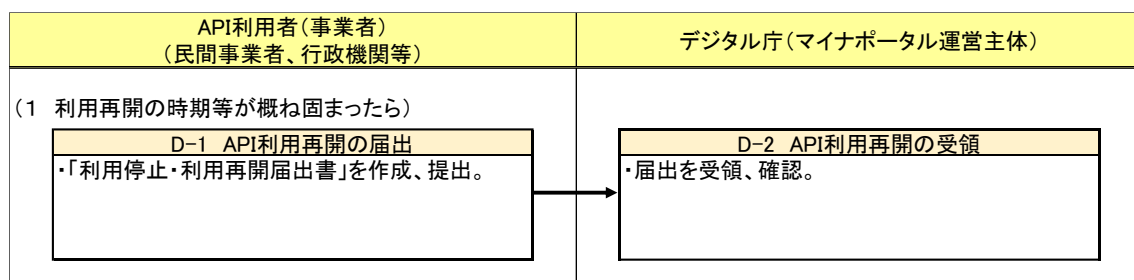


図 6.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）

## 6.4. 利用を終了したいとき

利用終了の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用終了予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

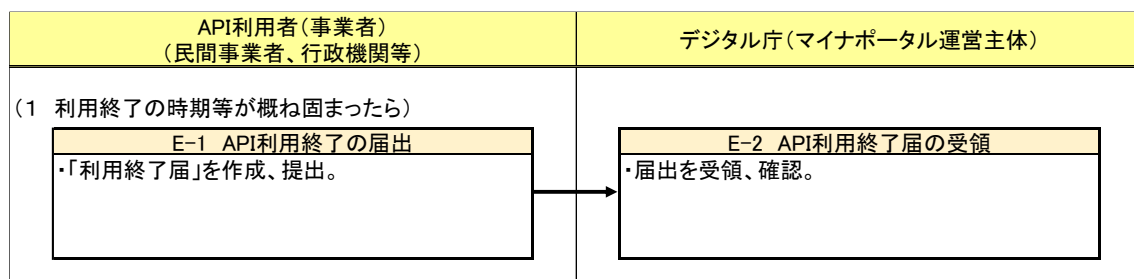


図 6.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）

## 7. よくあるご質問 (Q&A)

詳細はマイナポータル API 仕様公開サイトを参照してください。

[https://faq.myna.go.jp/?site\\_domain=api](https://faq.myna.go.jp/?site_domain=api)

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご質問につきましては、マイナポータル API サイトから、  
問合せフォームを利用してお問い合わせ下さい。

マイナポータル API 仕様公開サイト 問合せフォーム

[https://faq.myna.go.jp/helpdesk?category\\_id=125&site\\_domain=api](https://faq.myna.go.jp/helpdesk?category_id=125&site_domain=api)